

令和4年4月

(派遣先)
横浜市港南区選挙管理委員会事務室

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- ① 職種：他に分類されない受付・案内事務員＜厚生労働省職業分類 細分類 254-99＞
他に分類されない一般事務の職業＜厚生労働省職業分類 細分類 259-99＞
- ② 中核的業務：期日前投票所内案内、宣誓書等記載指導、名簿照合、投票用紙の交付及び備品の消毒
- ③ その他の業務：②に掲げるもののほか、期日前投票に付帯する事務

(2) 責任の程度

- ① 権限の範囲：なし（業務にあっては、担当職員の指示に従うこと。）
- ② トラブル・緊急対応：なし（トラブル発生時は速やかに担当職員の指示に従うこと。）
- ③ 成果への期待・役割：誤交付などのミスが無い正確な事務執行
所定外労働：なし

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：なし
- ② 配置の変更の範囲：なし

(4) 雇用形態例

仮定の通常の労働者

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮定の通常の労働者）

(理由)

受け入れようとする派遣労働者は期日前投票所開設期間の 11 日間以内の勤務であり、また、投票所内案内、名簿照合、投票用紙交付等の業務であるため、その業務のみを行っている比較対象労働者が通常の労働者の中にいないため。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 (○or×)
① <u>職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② <u>職務の内容</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ <u>業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一である</u> 見込まれる通常の労働者	×
④ <u>職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する <u>短時間・有期雇用労働者</u> ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	×
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における <u>当該通常の労働者</u> （仮想の通常の労働者） ※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	○

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するにあたって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		
横浜市会計年度任用職員「職種区分1：事務・技能」ランクA日額の職の時給単価を基準とする。	労働に対する基本的な対償として支払われるもの	事務補助であること及び特別な能力は不要であること。

② 賞与：なし		

③ 役職手当：制度なし		

④ 特殊作業手当：制度なし		

⑤ 特殊勤務手当：制度なし		

⑥ 精皆勤手当：制度なし		

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度なし（日当たり7時間45分を超える勤務時間については有）		

⑧ 深夜労働手当（法定割増率以上）：制度なし		

⑨ 休日労働手当：制度なし		

⑩ 通勤手当：制度○		
通勤のため交通機関等を利用し運賃等を負担する者に支給	費用弁償	通勤距離が1 km以上であり、かつ、利用交通機関等の営業距離が1 km以上であること。

⑪ 出張旅費：制度○		
旅費を支給	費用弁償	業務上必要があり、所属長の命令で出張を行った場合に限る。

⑫ 食事手当：制度なし		

⑬ 単身赴任手当：制度なし		

⑭ 地域手当：制度なし		

⑮ 食堂：施設なし		

⑯ 休憩室：施設○		

⑰ 更衣室：施設なし		

⑱ 転勤者用社宅：制度なし		

⑲ 慶弔休暇：制度なし		

⑳ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度なし		

㉑ 病気休職：制度なし		

㉒ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度なし		

㉓ 教育訓練：制度○		
期日前投票所の業務に関する研修	業務に必要な知識を習得する目的	従事者全員又は対象従事者に対し、期日前投票所業務全般に関する研修会及び期日前（不在者）投票システムの操作研修会を実施する。

㉔ 安全管理に関する措置及び給付：制度なし		

㉕ 退職手当：制度なし		

㉖ 住宅手当：制度なし		

㉗ 家族手当：制度なし		